



平成 30 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 滋 賀 銀 行  
代 表 者 名 取締役頭取 高橋 祥二郎  
(コード番号 8366 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 久保田 真也  
(TEL. 077-521-2200)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月下旬開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の単元株式数（売買単位）を100株に統一する期限を平成30年10月1日に定めましたことから、これに対応するものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成30年10月1日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、当行株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

## (2) 併合の内容

### ①併合する株式の種類

普通株式

### ②併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年9月30日現在）	265,450,406株
株式併合により減少する株式数	212,360,325株
株式併合後の発行済株式総数	53,090,081株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、平成29年9月30日現在の株式併合前の発行済株式総数及び本株式併合の比率に基づき算出した理論値です。

### ④効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	5億株
変更後の発行可能株式総数	1億株

## (3) 併合により減少する株主数

平成29年9月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	11,401名（100.0%）	265,450,406株(100.0%)
5株未満所有株主	195名（1.7%）	273株（0.0%）
5株以上所有株主	11,206名（98.3%）	265,450,133株(100.0%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様195名(所有株式数の合計273株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## (6) 2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

当行が平成27年3月23日に発行いたしました2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）については、社債要項上、必要な転換価額の調整を行うこととなりますが、当該調整後の転換価額は、現時点では確定していません。当該調整後の転換価額が確定次第、お知らせいたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会決議を経ることなく行われま

す。

#### (2) 定款変更の内容

当行の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1億株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

### 4. 日程

取締役会決議日	平成30年2月23日
定時株主総会決議日	平成30年6月下旬(予定)
単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上

## (ご参考)単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

当行では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

当行では、5株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成30年10月1日とされています。当行は、この趣旨を踏まえ、平成30年10月1日をもって、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

また、全国証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位(1売買単位あたりの価格)を5万円以上50万円未満としており、単に当行株式の単元株式数を100株としますと、現状の株価水準からみて望ましい投資単位とはならない可能性があることや、当行株式に対し、より投資しやすい環境を整備することを目的として、併せて5株から1株に株式併合することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4. 【所有株式数について】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。

【議決権数について】

議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	1,000株	1個	200株	2個	なし
例②	685株	なし	137株	1個	なし
例③	317株	なし	63株	なし	0.4株
例④	3株	なし	なし	なし	0.6株

・例②、例③では単元未満株式（効力発生後において、例②は37株、例③は63株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買い増し制度をご利用できます。

・例③、例④において発生する端数株式相当分（1株に満たない端数）につきましては、当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成30年12月上旬にお支払いすることを予定しております。

・例④のように効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

- ・なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当行株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは、お取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A5. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り制度」または「単元未満株式の買増し制度」をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合(5株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8. 特段のお手続きの必要はございません。

Q9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A9. 次のとおり予定しております。

平成30年5月上旬	取締役会（株主総会招集決議）
平成30年6月下旬	定時株主総会
平成30年9月26日	100株での売買開始日
平成30年10月1日	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成30年10月下旬	株主様へ株式併合割合割当通知発送
平成30年12月上旬	端数処分代金の支払開始

※株主名簿管理人（お問い合わせ先）

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

電話 0120-094-777（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）